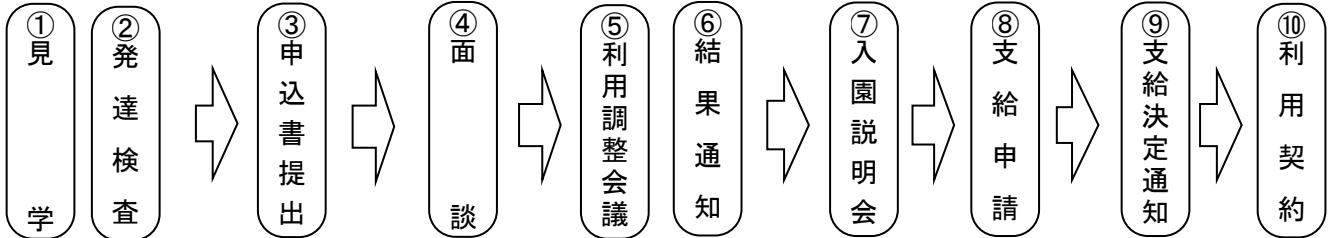


# 児童発達支援センターでの療育を希望される皆様へ

2025年（令和7年）4月から、児童発達支援センター（「ゼノ」こばと園、草笛学園、ひかり園、福山東児童発達支援センター）で療育を受けることを希望される方は、次の手順により申請等の手続きをしてください。**※申込期限は10月末です。**

## ■ 手順



内容	時期	備考
①見学 ②発達検査	8月～10月	①第1希望・第2希望の児童発達支援センターの見学会に参加します。 （保護者のみ） ②現在通っている療育施設で発達検査を受けます。 ※1
③申込書提出	10月31日まで	「利用調整申込書」を、現在通っている療育施設（児童発達支援事業所等）に提出します。 ※1
④面談	11月上旬まで	第1希望の児童発達支援センターで面談を受けます。（保護者・児童）
⑤利用調整会議 ⑥結果通知	12月下旬 ※2	関係者による利用調整会議において、利用の可否が決定します。その結果について、お住いの市町から結果通知書が届きます。利用の可否について電話でお伝えすることはできません。
⑦入園説明会	1月～3月上旬	入園説明会に参加します。（保護者のみ）
⑧支給申請		お住いの市町へ、児童発達支援センターの利用に係る支給申請を行います。また、利用計画の作成を相談支援事業所へ依頼します。
⑨支給決定通知 ⑩利用契約	3月末まで （市町によって異なります）	市町から「支給決定通知書」および「受給者証」が届きます。 受給者証を持って児童発達支援センターに行き、利用契約を締結します。

※1) 現在療育施設に通っていない場合は、第1希望の児童発達支援センターへ申込書を提出し、発達検査を受けてください。検査結果等の情報については利用調整会議で共有します。

また、過去に「こども発達支援センター」（福山市三吉町）で受診歴がある場合は、受診結果等の必要な情報を利用調整会議で共有します。

※2) ⑤⑥の具体的な日程については、問い合わせいただいてもお答えできませんのでご了承ください。

## 【お願い】

- 発達に関して医療機関を受診したことがあり、診断書を所持している場合は、診断書の写しを提出してください（提出は任意）。入園後の療育の参考とさせていただきます。なお、診断書の有無はセンター利用の可否には影響しません。
- お子さんの発達について理解を深めるために専門医受診を希望される場合は、問い合わせ先にご相談ください。
- 児童発達支援センターでの療育と併せて、「保育所等訪問支援」「日中一時支援」「短期入所」などの利用を希望される場合は、医師意見書または診断書を提出いただく必要があります。

\* 障がい者手帳や特別児童扶養手当等を受給している方は医師意見書（診断書）を提出する必要はありません。

## 【問い合わせ先】

《各児童発達支援センター》

「ゼノ」こばと園

☎084-987-3386

草笛学園

☎084-972-3950

ひかり園

☎084-982-5860

福山東児童発達支援センター

☎084-999-7722

《福山市》

障がい福祉課

☎084-928-1208